資 料

4	地	或経	営	鈛略	プ	ラン	20	10	(舅	₹ 3	次	行具	材具	女己	车	人	称	1)	4	間	J O.) 見	直	Īί	•	【素】	₹)
	に	対す	るī	市民	意!	見及	びで	市の	検討	寸糸	果	• (素	案)	後	の	主	な	変	更	点	•	•	•	• 60)
4	西:	東京	市行	亍財	政	汝革	推	鱼委	員	会身	そ例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 65	5
4	西:	東京	市彳	亍財	政	汝革	推	隹委	員	会才	員	名	薄	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 66	3
4	西:	東京	市行	亍財	政	汝革	推	進本	部	更級	ij ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 67	7
4	用	語解	説	(5	0 7	音順) •	•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 69	9

◆地域経営戦略プラン 2010 (第 3 次行財政改革大綱)中間の見直し(素案)に 対する市民意見及び市の検討結果・(素案)後の主な変更点

		川の快討和木・(糸糸)後の土な支史点
		3次行財政改革大綱)中間の見直し(素案)に対する市民意見及び市の検討結果
2000	結果公表日 	平成25年2月8日(金曜日)
_	募集期間 	平成24年12月14日(金曜日)~平成25年1月15日(火曜日)
提出	された意見件数	21件 (5人)
に整理 項目ご	里し、それに対する西 ごとに、上側が「おる	音さんからお寄せいただいた意見を適宜要約したうえ、原案の項目ごと 国東京市の考え方をまとめたものです。 計せいただいた意見概要」で類似した意見について集約し、件数ととも は、それに対する西東京市の検討結果を記述しています。
項目		お寄せいただいた意見概要と市の検討結果
1		
1		については、市民説明会やパブリックコメントでいただいたご意見を踏 政改革推進委員会、行財政改革推進本部にて検討し、必要に応じて修正
2	【お寄せいただいた【プラン全体につい・「第3次行財政改覧を公表してくださ	て】 革大綱の中間見直し」が策定・公表される際、素案からの変更箇所の一
		表する際は、素案と策定したプランを公開する予定ですが、ご意見いた の詳細の公表については、別途検討いたします。
	4次行財政改革大綱 政改革大綱を連続し	計画期間を揃えるため、平成26年度以降を計画期間とする「(仮称)第」を平成25年度に検討・策定するとのことです。第3次と第4次の行財て検証できるよう、「第3次行財政改革大綱の中間見直し」においてついて、平成25年度末の目標数値を掲げてください。(1件)
3	度と重複することと 財政改革大綱の進捗 今回の中間の見直し 方向性等について検 成26年度の各年度目 にくい箇所等につい	綱の取組最終年度は平成26年度であり、次期行財政改革大綱の取組初年なりますが、次期行財政改革大綱に包含するなどの手法にて、第3次行、達成状況及び総括を行うことを検討しております。においては、中間年度における社会情勢や現状の目標達成状況、今後の討し変更が生じた取組について、平成24年度から、取組み最終年度の平標、目標数値、修正内容を備考欄及び修正内容欄に表記しており、分りては表記内容を検討します。また次期行財政改革の策定にあたっては、綱中間の見直しの平成24年度の進捗、達成状況等も踏まえ検討いたしま
4	「お寄せいただいた 【歳出について】 ・補助金などについ きないのか。(1件	て、目的外使用等がされていないか市として一元的に調査することはで
	[市の検討結果] 補助金については、 後も適時、見直しを	これまでも事務事業評価の取組を通じて見直しを図っておりますが、今検討します。

項目	お寄せいただいた意見概要と市の検討結果
	[お寄せいただいた意見概要] 【歳出について】 ・官製ワーキングプアなどの観点から、物件費内の委託事業について、受託会社が適正な賃 金を従業員に支給しているか確認することはできないのか。 (1件)
5	[市の検討結果] 受託事業者の従業員に対する適正な賃金支給など、法令の遵守は事業者の責務であり、市が強制力をもって直接的に監督することはできませんが、市との契約上において法令の遵守について規定をしており、法令に違反する行為は、契約違反となることを受託事業者も認識しており、労働条件に関する法令を遵守し、適正な賃金が支給されていると考えています。
6	[お寄せいただいた意見概要] 【評価指標の設定について】 ・歳入が低迷している中、歳出の増加に対応するため、積極的に行財政改革に取り組む必要 がある。また、市の財政状況を把握する上で、臨時財政対策債を評価指標に追加し、公債費 の抑制を図ることはとても重要であり、効果的だと思う。(1件)
	[市の検討結果] ご指摘のように行財政改革の必要性は、限られた財源の中で、多様な市民ニーズに確実に応えていくために重要性を増していると認識しており、今後も積極的に行財政改革に取組んでまいります。
7	[お寄せいただいた意見概要] 【評価指標の設定について】 ・現在の「総合計画」と「行財政大綱」について、目的を異にする両計画なので評価指標の 視点が異なることは当然だが、評価指標がリンクしていない印象がある。これら2つの計画 は市政運営の最重要計画なので、評価指標からうかがえる市政運営の方向性は揃っている必 要があります。これら2つの計画の評価指標の連関の現状について、考察してください。 (1件)
	[市の検討結果] 「総合計画」と「行財政改革大綱」は、ご指摘の通り目的を異にするもののため、評価指標の視点が異なっており、当然評価指標は相互の関連性を有していません。行財政改革は、総合計画を推進してくための財政的な裏付けを確保していくためのひとつの手段としての関係性を有しており、ご意見を踏まえ分かりやすい表現に努めます。
8	[お寄せいただいた意見概要] 【評価指標の設定について】 ・「第3次行財政改革大綱の中間見直し」においては、現在策定中の「第2次総合計画」で 掲げる予定の各評価指標の考え方を先取りして、「総合計画」と「行財政大綱」との間で評価指標の整合を図ってください。(1件)
0	[市の検討結果] 現在策定中の次期総合計画について、評価指標等の詳細検討は平成25年度になります。また、行財政改革大綱は、総合計画に示す目指すべき将来像の実現を健全な行財政運営の側面から支えるものであり、評価の視点も異なることから、必ずしも評価指標において整合性を図るべきものではありません。
9	[お寄せいただいた意見概要] 【課題について】 ・納税義務者は増えているが税収が増加しないことを「課題」として挙げているが、納税を 期待される世代が現在又は将来の子育て世代でもあり、子どもを産み育てる環境を整備する ことが求められているのに、合理化や効率化の名目で必要な支出を抑制し、却って子育て環 境の悪化を招いている。中長期的視野に立って若い世代やその次の世代が安心して定住でき る環境を作ることが将来的に財政基盤の安定をもたらすものと考える。(1件)
	[市の検討結果] 児童福祉費は平成14年度決算と平成23年度決算で比べると、この10年間で85.1%増となっており、この間の児童数の増加4.7%増と比較しても、大幅な充実を図っており、必要な支出を抑制しているという認識はございません。納税義務者が増えながらも税収が増えないという現状を直視し、若い世代やその次の世代が安心して定住できる環境を作るためにも、行財政改革は必要なものであると考えております。

項目	お寄せいただいた意見概要と市の検討結果
	[お寄せいただいた意見概要] 【学校施設の適正配置について】 ・通学区域の見直しや統廃合について、保護者や地域住民などの関係者への事前説明が不十分。また「何校を対象に適正化(統廃合)します」ではなく、一緒に考え、検討する場を持つことが必要と考える。(1件)
10	[市の検討結果] 小規模校の統廃合は、児童の良好な教育環境の整備を図ることを目的としており、児童数の減少に伴い単学級が生じている学校もあるなかで、学校における集団生活を通して社会性を身につけ、豊かな人間関係を築くためには、単学級を解消してクラス替えが可能である1学年2学級以上の複数学級編制となる学年規模を確保し、あわせて小規模校の近接配置の課題を解決するための選択肢の1つとして、住吉小学校・泉小学校・保谷小学校・本町小学校の4校を統廃合の検討対象としたものです。また、中原小学校・ひばりが丘中学校の建替えや、老朽化の進む学校施設の更新整備のためには、多額の財源が必要となり、厳しい財政状況の中、統廃合等による学校施設の適正規模・適正配置を推進することにより捻出された貴重な財源を無駄なく適切に使用することにより、児童・生徒の良好な教育環境を維持していかなければなりません。小規模校の統廃合は、このように市の教育環境の将来を見据えて取り組んでいく必要があるものであり、かつ、今後の全体としては減少傾向にある年少人口の動向等を踏まえたのとしなければなりません。一方で、大型集合住宅の建設等により児童数が急増している学区域もあり、市全体の学校施設の配置状況や今後の学区域ごとの年少人口の動向等を踏まえた通学区域の見直しの必要性にも迫られております。これらの状況を踏まえると、学校施設の適正規模・適正配置は市域全域の共通課題であり、その検討・実施にあたっては保護者や地域住民など関係者に限らず、市民の皆様のご意見も伺いながら進めてまいります。
11	[お寄せいただいた意見概要] 【学校施設の適正配置について】 ・12月に開催された第4回定例会で、学校施設の統廃合等の審議があったが、この中間の見直し(素案)の内容との整合性はとれているのか。(1件) [市の検討結果]
	担当課と調整しており、整合性はとれております。今後、市民説明会やパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、再度、担当課や行財政改革推進委員会、行財政改革推進本部と調整し策定いたします。
	[お寄せいただいた意見概要] 【使用料・手数料の適正化について】 ・「利用者」が「受益者」という発想で有償化を検討すべきでないと考える。非営利団体、 ボランティア団体、子育て団体等の活動ついては、公共サービスの不十分な部分を補ってい るのであり、市として「共助」を促進したいと考えるのであればむしろ積極的に支援すべき と考えます。公共施設の利用者は協働のもう一方の主体であるという認識に欠け、市民活動 の活性化を損なうものと考えます。(1件)
12	[市の検討結果] 厳しい財政状況の中、公共サービスを維持していくためにも、使用料・手数料等の各種サービスの対価の適正化については取組む必要があると考えております。また、適正化にあたっては、利用状況や社会経済情勢の変化、近隣自治体との比較、市民の皆様の生活への影響、減免基準のあり方などを考慮しながら適切な水準を検討して参ります。 ご意見をいただいているような「共助」に取組む団体等と市とのパートナーシップのあり方については、重要だと認識しておりますが、施設の無償使用といった視点で検討すべき課題ではなく、そのあり方について検討すべき課題であると考えますので、ご意見については関係課へお伝えいたします。

項目	お寄せいただいた意見概要と市の検討結果
	[お寄せいただいた意見概要] 【公共施設駐車場使用料の適正化について】 ・市庁舎の駐車場有料化の無料時間が一律1時間という理由が不明。1時間ですまない用事 もあり、市庁舎利用者については時間無制限とすべきである。(1件)
13	[市の検討結果] 庁舎の駐車場の有料化については、現在の市の財政や負担の公平性という観点から、駐車場も特定市民に利益を供するサービスと位置づけ、受益者負担を導入しました。無料時間を一律1時間としたのは、市役所利用者以外の駐車及び市役所等利用者の長時間駐車による慢性的な駐車場の混雑緩和と、それに伴う庁舎近隣道路の渋滞緩和のため、実施したものです。有料化以降、駐車場の混雑及び近隣道路の渋滞は減少し、安全性の確保にも繋がっていると考えております。なお、自力での移動が困難な障害者の方には無料のスペースを設けるなどの配慮をしております。
14	[お寄せいただいた意見概要] 【保育料・学童クラブ育成料の見直しについて】 ・学童クラブ育成料の見直しについて「平成25年度検討、平成26年度諮問」の計画が「平成 24年度検討、平成25年度諮問」に1年前倒しとなっていますが、3年に一度の見直しをあえ て前倒しする理由がわかりません。(1件)
	[市の検討結果] 学童クラブ育成料については、中間の見直しでは変更しておりません。前回の子ども福祉審議会への諮問は平成22年度であり、予定通り3年に一度の見直しの諮問を平成25年度に行います。
	[お寄せいただいた意見概要] 【保育園・児童館・学童クラブの民間委託について】 児童館と学童クラブの民間委託が並列しているが、児童館は学童クラブの指導・監督を行う ものであるため、児童館の民営化や児童館職員の嘱託職員化はすべきではなく、子どもの生活、生命を預かる職員は正規職員とし、雇用を保障された形とすべきである。(1件)
15	[市の検討結果] 学童クラブの指導等は、児童館長だけではなく、児童館と学童クラブを管理・運営する児童青少年課長により行われています。また、学童クラブ指導嘱託員については、合併時の検討の際に、通常の学童クラブ開所時間が学校終業時から午後6時までであることから、正規職員の勤務時間と児童を実際に保育している時間とに乖離があるという特殊性と行財政改革の視点から、嘱託員による事業の実施が適当と判断したものです。学童クラブ指導嘱託員の採用に当たっては、学校教諭等の資格または保育士の資格等を受験資格としており、職員の資質と学童クラブの水準は確保されていると考えております。
	[お寄せいただいた意見概要] 【保育園・児童館・学童クラブの民間委託について】 ・学童クラブは、平成27年度に2施設委託開始となっているが、すでに民間委託された7施 設の第三者評価を踏まえ、民間委託のあり方について分析・評価してから今後の民間委託化 を検討すべきである。(2件)
16	[市の検討結果] 民間委託については、経費削減だけでなく、サービスの維持・向上や保育の継続性、これまでに民間委託されている施設の評価、子ども福祉審議会の意見等を踏まえ検討しております。また民間委託する場合は、保護者や関係者の方への説明、適切な事業者の選定と引継ぎ期間を設定し、導入後の事業者へのチェック体制も含め、適切な運営に努めており、既に民間委託された学童クラブの利用者満足度調査では直営学童クラブよりも満足度が高いといった評価を得ているところです。

項目	お寄せいただいた意見概要と市の検討結果
17	[お寄せいただいた意見概要] 【保育園・児童館・学童クラブの民間委託について】 ・学童クラブの民間委託は、人件費の削減が目的ではなく、多様な要望に応えるためのもの であるが、他自治体では、事業の継続や営利を優先する結果、劣悪な雇用条件をめぐって指 導員とのトラブルも報じられ、子どものために安定した環境を提供するには、指導員に適正 賃金を受給していることをチェックする仕組みも必要である。(2件)
	[市の検討結果] 受託事業者の従業員に対する適正な賃金支給など、法令の遵守は事業者の責務であり、市が強制力をもって直接的に監督することはできませんが、市との契約上において法令の遵守について規定をしており、法令に違反する行為は、契約違反となることを受託事業者も認識しており、労働条件に関する法令を遵守し、適正な賃金が支給されていると考えています。

地垣	成経営戦略プラン20	10(第3次行財政改革大綱)中間の見直し(素案)後の主な変更点
頁	項目	変更内容
1	見直しの趣旨	第3次行財政改革大綱の進捗、達成状況及び総括等の扱いについて、次期行財政改革大綱に包含することを追記
19	公共施設の適正配 置・有効活用	備考欄の【目標数値】基本方針に基づく見直し実施施設数⇒【目標数値】公共施設の適正配置等に関する基本計画に基づく見直し実施施設数に変更
20	学校施設の適正配 置	平成24年度、平成25年度にかけて統廃合・適正配置の検討をするため、 平成25年度の目標数値欄に統廃合・適正配置の検討学校数4校を追記
36	私道整備における 受益者負担の適正 化	平成22年度、平成23年度の実績数値0/10⇒未導入に変更
41	未利用市有地の有 効活用	備考欄に【目標数値】未利用市有地の活用実施件数を追記
49	図書館の運営体制の見直し	備考欄に【目標数値】中央図書館自動貸出機の稼働率を追記

◆西東京市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するため、西東京市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、 調査審議する。
- 2 委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 5人
 - (2) 市民 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると ころによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月25日条例第37号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

◆西東京市行財政改革推進委員会委員名簿

	氏 名	職業・所属	備考
かわしま	義邦	公募市民	
かずき鈴木	純子	財団法人国際開発高等教育機構国際開発研 究センター主任研究員	副委員長
かずき鈴木	かみひこ文彦	株式会社大和総研 経営コンサルティング部副部長	
たけだ武田	ごろう 五郎	公募市民	
かむら中村	りょうじ良二	独立行政法人労働政策研究·研修機構 労働政策研究所主任研究員	
はらだ 原田	Diel 久	立教大学副総長 立教大学法学部教授	
むとう武藤	から	公募市民	
横道	^{きょたか} 清孝	政策研究大学院大学教授	委員長

(五十音順 敬称略)

◆西東京市行財政改革推進本部要綱

第1 設置

西東京市における行財政改革を推進するため、西東京市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

第2 所掌事項

本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

第3 組織

本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 企画部長
 - (2) 総務部長
 - (3) 危機管理室長
 - (4) 市民部長
 - (5) 福祉部長
 - (6) 子育て支援部長
 - (7) 生活文化スポーツ部長
 - (8) みどり環境部長
 - (9) 都市整備部長
 - (10)教育部長
 - (11)特命担当部長(教育部)
- 5 前各項に定める者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者 を臨時に本部員にすることができる。

第4 本部長及び副本部長

本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、 あらかじめ指定された副本部長が、その職務を代理する。

第5 会議

会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

第6 部会

本部長は、所掌事項に係る調査研究その他作業を行うため必要と認めるときは、部会を設置することができる。

2 前項の部会の組織、運営等については、本部長が別に定める。

第7 庶務

本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成16年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

◆◇◆ 用語解説(50音順) ◆◇◆

あ行

* I Cタグシステム

I Cタグに登録した情報を管理するネットワークやコンピュータを含めたシステム全体のこと。西東京市では、情報を記録する I Cチップ (集積回路) と無線通信用アンテナを組み合わせた小さなタグ (札)を本、CD等に付け、電子的に識別できるようにした図書館管理システムを平成 20 年6月から導入し、本、CDの管理及び自動貸出機による貸出手続きを行っている。

*一般会計

下水道事業特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計を除く、税収入を主な財源とする地方公共団体の根幹となる会計の区分であり、いわゆる市の会計といえば市民サービスの大半を取り扱っているこの会計を意味する。

*インセンティブ

各部局の創意工夫による経費節減や財源確保を評価し、一定額を翌年度予算の配分に加算する予算編成方式のこと。事業部門の改善努力を予算編成に反映させることで、 事業執行の効率化への意欲を向上させることを目的としている。

*エコアクション21

環境省が中小事業者向けに構築した環境マネジメントシステムのこと。温室効果ガス排出量、廃棄物排出量、水道使用量の削減が必須項目となっている。市内事業者である西東京市では、庁舎他の環境負荷削減及び環境保全事業の推進のため、「エコアクション21」規格に基づき、環境方針を定め、環境負荷の低減及び環境保全事業に取り組んでいる。

*NPO

民間非営利団体と訳される、自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体のことで、Non Profit Organization の略称。なお、NPO法人とは、平成 10年12月から施行された特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて認証される法人で、平成 24年9月現在、全国のNPO法人数は約 46,000 となっている。

か行

*基準外繰出金

国民健康保険事業や下水道事業などに対して法定基準を超えて一般会計から補てんされる金額のこと。独立採算制の考え方から、これらの事業に必要な経費は当該事業の収入や法令で定められた国や都からの支出金等で運営することが原則であるが、西東京市では、これらの歳入で不足する分を市の一般会計からの繰出金により補填している。

*基準財政需要額

普通交付税算定の基礎をなすもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うために必要な、標準的な財政支出(財政需要の水準)を表している。

*基礎的財政収支(プライマリーバランス)

歳入・歳出予算から、市債借り入れと元利償還金の影響を取り除いた収支のこと。 市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の 負担を意味することから、これらを除く基礎的財政収支は、現在の行政サービスの受 益と負担の関係をあらわしている。財政構造の健全性を判断するため、地域経営戦略 プランの評価指標の一つになっている。

*行政評価制度

政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、 中間または事後において、有効性、効率性などの観点から、統一的な基準によって評価するもの。行政の目標を設定して成果を分析することで、成果重視の行政の実現につながる。

*協働

公共サービスの企画や実施に関して、行政と市民、NPO、企業、大学などが対等のパートナーとして互いの立場を尊重しながら、共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること。

*経常収支比率

市税、普通交付税など毎年度経常的な収入で市が自由にその使途を決定できる財源 (経常一般財源) に対する、人件費、扶助費、公債費など毎年度義務的・継続的に支 出する必要がある経費に充当された一般財源 (経常経費充当一般財源) の割合。一般 的に 70~80%が適正水準といわれている。財政構造の弾力性を判断するため、地域経 営戦略プランの評価指標の一つになっている。

*下水道事業特別会計

公営企業である下水道事業について、一般会計とは区分して経理したもの。本来独立採算制を適用して下水道使用料を中心として収支均衡を図るべきものだが、西東京市の場合は支出を収入で賄いきれず、一般会計からの多額の繰出金が必要となっている。

*国民健康保険特別会計

公営事業である国民健康保険事業について、一般会計とは区分して経理したもの。 本来独立採算制を適用して保険料を中心として収支均衡を図るべきものだが、西東 京市の場合は支出を収入で賄いきれず、一般会計からの多額の繰出金が必要となって いる。

さ行

*財政白書

西東京市の財政状況を公表するためにわかりやすくまとめた冊子。平成 **17** 年度から毎年発行している。

*財政調整基金

地方財政法で設置が義務付けられている、年度間の財源の不均衡を調整するための 積立金。財源不足時の穴埋め、災害対策、緊急に必要となった公共事業等、財産取得、 地方債の繰上げ償還の場合に取り崩すことができる。

*財政調整基金現在高比率

標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合を示すもの。中長期的な視点での 財政運営の健全性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになってい る。

*施策評価

行政評価制度のうち、事務事業のまとまりである施策を単位として評価し、施策の達成状況や有効性から成果を判定しながら、一方で事務事業という手段の最適化を図るというもの。西東京市では、平成21年度に試行的に実施し、平成22年度からは隔年で実施している。

*市債現在高倍率

標準財政規模に対する市債の残高の割合を示すもの。将来負担の健全性を判断する ため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 実質経常収支比率

経常収支比率の算定に含まれない特別会計への繰出金を、実質的な経常経費とみなして算定要素に含めた場合の経常収支比率。財政構造の実質的な弾力性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

*指定管理者制度

平成 15 年の地方自治法の改正により導入された制度で、公の施設の管理運営を公共セクターに限らず、民間事業者やNPO法人などに委任できるというもの。民間の効率的手法を導入することにより、コスト削減とサービスの向上を図ることが目的となっている。

*市民参加

市の政策形成段階に市民の意向を反映させ、まちづくりを行っていくこと。西東京市では平成14年10月1日に、市民参加の基本的な考え方と政策立案過程における具

体的な参加手続を定めた市民参加条例を施行している。

*事務事業評価

行政評価制度のうち個々の事務事業単位を対象に評価を行うもの。西東京市では平成 21 年度から平成 25 年度までに総合計画事業を中心に約 250 事業について、隔年で実施している。

*受益者負担

行政サービスのうち受益者が特定できるサービスについて、その受益者から一定程度の本人負担を徴収すること。使用料や手数料などが受益者負担の代表例とされる。 この適正化により、特定の行政サービスを受けるものと受けない者との間での負担の公平性が図られる面もある。

*シーリング

次年度の予算編成過程において各課から出される概算要求(次年度予算で使いたい 歳出額の見積もり)が安易に過大な要求とならないよう、事前に設けられる概算要求 の上限のこと。

*人件費

歳出を性質別に分けた場合の一区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当する。

*新市建設計画

平成 13 年度から 22 年度までの 10 年間における合併新市としての西東京市のまちづくりの指針を示した計画。合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となる重要なものであり、現在の基本構想・基本計画に包含されている。

た行

*地方交付税

地方自治体間の財源の不均衡の調整と、最低限の行政サービス水準を確保するため、 全ての地方公共団体間に財源を保障する制度のこと。

*地方分権

国と地方公共団体との関係を主従関係から対等・協力の関係に変える動き。平成 12 年4月1日に施行された地方分権一括法*が契機となった。

*地方分権一括法

平成 12 年4月1日に施行された法律で、正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。国と地方公共団体との関係を従来の主従の関係か

ら対等・協力の関係に改めるため、機関委任事務の廃止と事務区分の再構成、国の関 与等の見直し、事務権限の委譲などを内容としている。

*定員適正化計画

西東京市の職員数を適正に管理するための計画のこと。現行の第三次定員適正化計画では、平成25年4月において正規職員1,037人、再任用職員22人の合計1,059人体制を目標としている。

*特別会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。平成 24 年度の西東京市には、国民健康保険、下水道事業などの 6 つの特別会計がある。

*独立採算制

財貨またはサービスの対価として料金を徴収し、それにより新たな財貨またはサービスを再生産し、企業活動を続けていくこと。

な行

*ネーミングライツ

有料広告の手法として、公共施設の命名権を付与し、広告料を徴収するもの。平成 15年に公共施設で初めて「味の素スタジアム(東京スタジアム)」に導入された。

は行

*はなバス

既存のバスサービスではカバーしきれないニーズに対応する新たなバスシステムとして、平成 14 年 3 月から運行を開始した西東京市のコミュニティバス。公共交通空白地域を中心に、現在は市内 5 路線の運行を行っている。

*PDCAサイクル

P(Plan)、D(Do)、C(Check)、A(Action)で表される活動の検証サイクルモデル。企画・立案し実施した事業について評価検証を加え、その分析から得られる改善点を、再び企画立案段階に活かしていくというねらいがある。

*ファシリティ・マネジメント

企業・団体などが所有または使用するすべての施設を対象に、そのあり方を最適に 保つことを目的として、総合的・長期視点から企画・管理・活用する経営管理活動。

*普通交付税

地方公共団体ごとに基準財政需要額と基礎財政収入額を算出し、基準財政需要額が 基礎財政収入額を上回る地方公共団に対してのみ交付される。その上回った額を「財 源不足額」といい、普通交付税の交付基準額となる。

*物件費

歳出を性質別に分けた場合の一区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や、使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当する。

*フロー・ストック

フローとは収益や費用などの損益状況をあらわすものであり、ストックとは資産や 負債などの財産状況をあらわすもの。財政構造を多面的に分析するためには、フロー とストックの両面からの分析が必要とされている。

*法定外公共物

道路法や河川法といった法律の適用を受けないで、里道や水路に使用されている土地。もともと法定外公共物は国有財産で、財産の管理は都道府県が行い、修繕、補修、改良といった維持管理(機能管理)は市町村が行うという複雑な形になっていたが、平成17年4月1日から市町村へ譲渡され、市町村有財産となった。

ま行

*マルチペイメント

地方公共団体及び収納機関と金融機関等とをネットワークで結ぶことにより、ATM、携帯電話、パソコン等の各種チャンネルを利用して公共料金等の支払いができるサービス。

*モニタリング

行政が、指定管理者によって適正かつ確実なサービスの提供がなされていることを 確認し、かつ、行政の責任において指定管理者が提供する公共サービスの水準を監視 (測定・評価) する一連の作業のこと。

や行

*有料広告

自治体の行政財産等を活用して民間事業者の広告を有料で掲載する増収策のこと。 ホームページ、市報などの広報媒体や封筒などで有料広告を掲載することが多い。

ら行

* 臨時財政対策債

国が地方交付税の配分に当たり、その財源である国税 5 税の不足分について、地方と折半することを趣旨として、発行可能額が国から示される地方債のこと。本来は地方交付税として国から交付されるべき額を借り入れることから、実質的な地方交付税であり、そのため元利償還金の 100%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。

*類似団体

「人口規模」や「産業構造」が同じような状況にある市町村のことで、総務省により類型化されている。

都内類似団体は、八王子市・立川市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小平市・日野市・東村山市(平成23年度から)・西東京市の10市です。



西東京市地域経営戦略プラン 2010

-第3次行財政改革大綱-中間の見直し

平成 25 年 3 月発行 編集·発行 西東京市企画部企画政策課 〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13 電話 042-460-9800 (直通)